

令和 7 年 8 月 29 日

国土交通省土地政策審議官部門土地政策課 御中

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

(1) 裁定申請において提出が求められる書類の簡略化について（規則第 39 条関係）

収用適格事業について特定所有者不明土地を収用し又は使用するときは都道府県知事への裁定申請において、起業地を表示する図面として縮尺五万分の一以上の一般図の提出を添付する必要があるが、この現行の制度は申請書類を作成する届出者及び記載内容の確認や届出者への修正指示等を行う地方公共団体の過大な事務負担となっている。また、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）においては令和 3 年の地方分権提案によって土地売買等の届出書に添付する縮尺五万分の一以上の地形図を省略としたことも踏まえ、都道府県知事が必要がないと認める場合にあっては添付を要しないこととする。

**【意見】**

賛成する。

**【理由】**

提案により、届出者及び地方公共団体の負担が軽減するものと考えられる。なお、「都道府県知事が必要がないと認める場合」について、届出者及び地方公共団体にとって分かりやすい運用を求める。

(2) 法に基づいて土地所有者等関連情報の提供を請求する場合に際し、要件を満たす場合の提出書類の省略化について（規則第 55 条、第 56 条及び第 57 条関係）

地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等関連情報の利用及び提供をする場合は情報提供請求書やその添付書類を用意する必要があるが、それらの一部は同一の地域福利増進事業等について異なる情報の提供を請求することによって繰り返し提出されることになるため、内容に変更が無い限り、再度提出されたものは実施予定地が存する市町村等の情報提供担当部局が既に把握しているものである。そのため、土地所有者等関連情報を請求した者が、1 年以内に同様の請求をする場合に、情報提供請求書や添付書類等の内容に変更がないときは、それらの記載や提出の省略を可能とする。

**【意見】**

賛成する。

**【理由】**

提案により、土地所有者等関連情報を請求した者の負担が軽減し、利用の促進に資するものと考えられる。

(3) 土地の所有者と思料される者が記録されている書類に係る表現の適正化について（規則第2条関係）

所有者不明土地に該当するか否かを判断するためには、当該土地所有者と思料される者が記録された書類を備えると思料される市町村の長等に対して提供を求めることが必要とされており、当該土地所有者と思料される者が法人である場合には当該法人の登記簿が対象となっている。当該法人が地方自治法に規定する認可地縁団体であるときに地方自治法施行規則で定める台帳が対象となっている（規則第2条第1項第2号）一方で、同条第2項第2号では登記名義人が解散等している場合については、法人登記等についての記載はあるものの、所有者と思料される者が認可地縁団体である場合の規定がされていない。登記名義人が解散等している場合についても、こうした書類の提供を求めることが必要と考えられることから、その場合についても台帳を対象とすることとする。

**【意見】**

賛成する。

**【理由】**

提案により、登記名義人が解散等している認可地縁団体である場合の手当てがされると考える。

(4) 法に基づく公示方法をウェブサイトとする表現の適正化について（規則第6条、第21条、第27条、第30条、第31条、第40条、第46条及び第48条関係）

地域福利増進事業の裁定等の公告について官報等の公報への掲載のほか、インターネットの利用その他適切な方法により行う必要があるところ、公告の手段として「インターネットの利用」と規定されているものについては、「ウェブサイトへの掲載」と表現を明確化する。

**【意見】**

賛成する。

**【理由】**

地域福利増進事業ガイドライン（令和5年6月）においても、「公告の方法は、都道府県公報への掲載のほか、都道府県HPなどのウェブサイトへの掲載、新聞紙へ

の掲載が考えられ、公報の代わりにこれらの手段をとることとしても差し支えありません。」としていることから、表現の明確化につながると考える。

なお、昨今のウェブサイト利用状況を鑑みれば、同ガイドラインの「関係者の利便の観点からは、都道府県公報や新聞紙へ掲載する場合であっても、ウェブサイトへの掲載も併せて行うことが望ましい。」との点の実施をより求めるものである。